

陶業後継者 育成修学資金の貸与制度

信楽焼及び八田焼の関連事業所で5年以上勤務しようとする方に修学資金を貸与する制度があります。次のとおり平成26年度の修学資金貸与学生を募集します。

- 募集人員 若干名
- 就学機関 デザイン又は窯業に関する技術、技能などを養成する機関
- 貸与期間 2年以内
- 貸与額 月額10万円を限度として無利子で貸与
- 貸与条件 修学終了後引き続き5年以上陶業関連事業所に就業しようとする方で高等学校卒業又は同等の学力を有すると認められる方
- 資金返還 貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%（家業に就く方は70%）の返還をいただきます
- 申請手続 所定の申請書、在学証明書、修学に必要な経費報告書、作文、面接等採否及び貸与額は修学資金貸与審査会で決定する
- 募集期限 4月18日(金)

問い合わせ
商工政策課 商工業振興係
☎65-0709 / ☎63-4087

甲賀市景観審議会 委員の募集

- ◎募集人数 2名
- ◎応募資格 原則、市内に住所を有する又は、通勤・通学されている方で、年齢が満20歳以上の方。（平成26年4月1日現在）
- ◎委員の職務 景観まちづくりに関する事項および甲賀市景観条例の規定に基づく調査審議
- ◎委員の任期 平成26年5月1日から平成28年4月30日までの2年間
- ◎募集要項及び応募方法 募集要項の詳細は、市役所水口庁舎都市計画課に備え付けるほか、市のホームページに掲載しています。規定の様式により必要事項等を記入のうえ、郵送、FAX、メール、持参のいずれかの方法で都市計画課に提出してください。
- ◎応募締切 4月15日(火)17時

問い合わせ
甲賀市 建設部 都市計画課 景観係
☎65-0786 / ☎63-4601
〒528-8502（郵便番号のみで、住所の記載は不要です）
Eメール koka10401000@city.koka.lg.jp

平成26年度より

安心して子どもを産むための マタニティ歯科健診を実施

妊娠中は生活習慣やホルモンバランスが変化することから、むし歯や歯周病など、お口のトラブルが起こりやすい状態になります。妊婦さんの歯周病は、早産や低出生体重児のリスクを高める可能性があります。また、出産後お母さんにむし歯があると、唾液を介して子どもさんに感染し、子どもさんもむし歯になりやすくなります。妊婦さんの健やかな生活や、低出生体重児の予防、出生後の子どもさんの歯の健康保持のため、マタニティ歯科健診を実施します。

◆対象者

- ①甲賀市に住居のある妊婦さん
- ②平成26年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受ける妊婦さん
- ③平成26年3月31日以前に母子健康手帳の交付を受けた妊婦さん、または転入された妊婦さん

◆受診券の受け取り方

- ①の方↓母子健康手帳交付時に交付します。
- ②の方↓母子健康手帳を持って各保健センターに所し交付します。

◆実施費用

無料（健診の結果、検査や治療が必要な場合は自己負担金が必要です。）

◆実施回数

妊娠中に1回

◆受診時期 つわりがおさまり、体調がよいときに受診してください。できるだけ妊娠7ヶ月までに受診しましょう。

◆実施場所

甲賀市内 マタニティ歯科健診委託医療機関（受診券交付時にご案内します）

◆健診内容

- ・歯・歯肉の診察
- ・歯の健康のための指導

◆受診方法

- 1、医療機関に健診の予約を入れてください。
- 2、予約日に、医療機関で健診を受けてください。

◆持ち物

受診券、母子健康手帳、親と子のお口の健康手帳、健康保険証

問い合わせ
健康推進課 母子保健係
☎65-0736
〒528-10005
甲賀市水口町水口5607番地

障害者優先調達推進法に伴う物品等調達の対象となる施設等の募集

市では、障害者優先調達推進法に基づき、昨年「甲賀市障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、今後、優先的に施設等への発注を行っていきます。そこで、市からの物品や役務等の発注を受注していただける施設等を募集します。

対象となる施設等は次のとおりです。

- ・障がい者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・障がい福祉サービス事業を行う施設
- ・在宅就業障がい者
- ・在宅就業支援団体
- ・社会的事業所
- ・滋賀型地域活動支援センター
- ・障害者雇用促進法の特例子会社
- ・重度障がい者多数雇用事業所

受注を希望される施設等は4月25日までにお申し込みください。

問い合わせ・申込先
障がい福祉課 自立支援係
☎65-0702 / ☎63-4085

募集 甲賀市障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画策定委員 募集

市では障がい福祉推進のための基本計画となる甲賀市障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画を策定します。障がい福祉に関心のある方のご意見をこの計画に盛り込みたいと考えていますので、計画策定に参画していただける方を募集します。

- 応募資格 / 市内在住の18歳以上の方で、平日昼間の会議に出席できる方（国および地方公共団体の議会議員の方は除く）
- 応募締切 / 4月25日(金)必着
- 募集人数 / 3名程度
- 任期 / 委嘱の日から平成27年3月31日まで
- 応募方法 / 応募の動機と障がい福祉への思いを800字程度（様式自由）にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先を記入の上、持参または郵送にてお申し込みください。
- 選考方法 / 書類審査により選考し、結果は本人あてに通知します。選考結果は公開しません。
- その他 / 会議の開催は4～5回程度を予定しています。

問い合わせ・提出先
障がい福祉課 自立支援係
☎65-0702 / ☎63-4085
〒528-0005
水口町水口5609番地 水口社会福祉センター内

発達障がいを知っていますか

発達障がいの原因は？

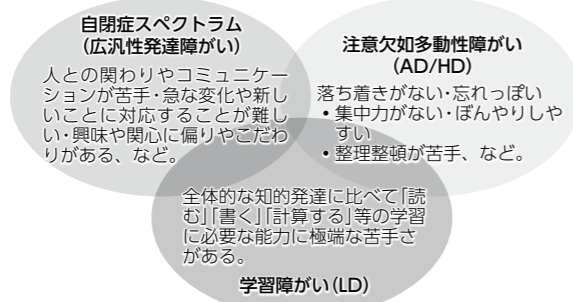
発達障がいは育て方や家庭環境などが原因で起こるのではなく、脳の機能がアンバランスに発達することから起こる障がいと考えられています。

発達障がいのある人が暮らしやすい社会になるように

発達障がいと一言で言っても、一人ひとりの特徴は違います。その人の特徴を理解せず、無理なことを要求したり、皆と同じようにすることを求めると、精神的に追い詰められてしまうことがあります。一方で、適切な支援を継続することで、自分らしく生き生きと生きていくこともできます。

発達障がいのある人が、社会の一員としてその人らしく暮らしていくことができるよう、市民の皆さんの理解とあたたかな見守りをよろしく願います。

発達障がいの種類と特徴



* 知的な遅れや感覚の過敏さ、運動の不器用さなどを組み合わせることもあります。
* 図にある3つの特徴のうち、2つ、または3つの特徴を併せ持つこともあります。

問い合わせ
障がい福祉課
☎65-0702 / ☎63-4085

4月2日は世界自閉症デーです。国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症デー」とすることが決議され、世界各地において自閉症に関する啓発の取り組みが行われています。日本でも自閉症をはじめとする発達障がいのある人にとって、暮らしやすい社会となることをめざし、4月2日～8日を発達障がい啓発週間と定められています。